



住所: 東京都中央区築地 2-15-19 ミレニアム築地 B1~2F (日比谷線築地駅出口2より徒歩2分) TEL: 03-3541-0022 営業時間: 11:00~15:00, 17:00~22:00 (L.O.21:30) ランチタイム / 11:00~15:00



築地玉寿司

晴海通り店

東京・銀座界隈で 美味しい夕食を

10年以上続いた銀座での診療もそろそろ終了に近づいています。今回は銀座界隈のお店を紹介し... 私には東銀座のホテルに泊まる事が多く築地に近いため、最近よく食べに行くのは、今年で創業100年になる築地玉寿司晴海通り店です。7月もカウンターに座り、シマージ刺身1760円、マアジ刺身900円、小なす煮だし660円、店長おまかせにぎり4400円を生ビール880円とともに美味しく食べ合計8600円でした。と言うわけで美味しい寿司を1万円以内で安心して食べられること、店が大きく予約なしでも待ち時間は短く、1人出張の方にお勧めです。

銀座は高層ビルが無く田舎から出てきてく街でなくとなく落ち着く街です。美味しい店を自分で見つけてはいかがでしょうか。もし、無かつたときは上記のお店で...

(武雄市 田中 裕幸)



スナップショット

※保険医協会ホームページに、掲載写真のカラー版をアップしていますので、ぜひ「覗く」ください。

258 * 颯穴(おうけつ) / 静岡県伊東市*

颯穴は、火山が多い日本では珍しくありませんが、颯穴が現在できている状態を現在進行形でみられるのは世界でもここだけだと思います。伊豆半島の海岸に押し寄せる太平洋の波が、凝灰岩の岩を転がし直径約70センチの球体を作っています。(鹿島市 掛園 浩)



法律相談



Vol. 165

「工作物責任」について

佐賀中央法律事務所
佐賀市中央本町1の10
二ノ寺元ビル3F
電話 0952-2553121
弁護士 力久 尚子

台風で病院の屋根スレートの一部が飛ばされた。隣の家の方から、病院の飛ばされた屋根のスレートで車が傷ついたので、賠償してほしいと言われている。賠償責任があるのでしょうか。

① 台風の季節になりましたが、家の屋根や窓などの台風対策は大丈夫でしょうか。どんなに対策を取っていても、台風によって、屋根瓦が飛ばされたり、逆に窓ガラスが飛んできた物で割れてしまうことがあります。飛んできた物で自分の物が壊れたらどうでしょうか。台風だから損害が発生したことはやむを得ないものではないでしょうか。誰かに責任を追及することができるのでしょうか。

② 工作物責任 土地に設置された工作物について、設置された保有者に瑕疵がある場合、その工作物の占有者は瑕疵によって損害が発生した場合賠償する責任を負います(民法717条1項)。ただし、占有者は損害の発生を防止するの

に必要な注意をした場合は賠償義務を負いませんが、所有者はこの場合でも責任を免れません。まず、車が傷ついた場合、台風の中で、何で傷が付いたのかを特定する必要があります。目撃していた、もしくは、衝撃音が生じたことを確認したなどの状況があれば、何によって傷が付いたのか特定しやすいです。しかし、いろいろな物が飛ばされてきている場合、どんな物によって傷が付いたのか、またその物が誰のものかを特定する必要がありますが、難しい場合も多いです。今回、病院の屋根のスレートが車を傷付けたことが明らかになった場合、屋根のスレートは土地の工作物である建物の一部ですので、民法717条1項の工作物には瑕疵があるかは、通常備えておくべき安全性を有していたかどうかで判断されることとなります。裁判では具体的な保存状態や、台風がどれほどの勢力であったかなどで判断が分かれています。

③ 本件でも、台風の強さや、屋根の管理状況など具体的状況によって、病院が責任を負うかどうかが決まると考えられます。被害に遭われたり、被害を起してしまったり、被害を起すは、状況を書真や動画等に残留して状況を把握しておきましよう。また、周辺に同様の被害がないか等も台風の規模を表すものなので、確認しておきましょう。

クイズハガキ当選者発表!

保団連開催の「待合室キャンペーン クイズで考える私たちの医療」クイズハガキ抽選に、佐賀県では以下の方々当選しました。ご協力ありがとうございました! (事務局)

- ★1等 基山町 S・Mさま (タイソククリーナー)
- ★2等 鳥栖市 H・Mさま (カタログギフト)
- ★3等 佐賀市 S・Aさま (クオカード)
- 佐賀市 H・Yさま (")
- ★4等 唐津市 H・Tさま (ハンドタオル)
- 鳥栖市 K・Kさま (")
- 鹿島市 N・Tさま (")
- 佐賀市 N・Eさま (")

ないと判断されてい

一方、駐車場に置いていた車に、台風で建物の屋根のスレートが飛んでき、車を傷付けたという事件で、損害賠償が認められています。台風の強さや、スレート屋根が建築後何年経過しているかなどの保存管理状況の違いが結論の差になっているようにです。